

令和4年（行ウ）第302号・同第446号・同第383号

神田警察通り整備工事代金請求義務付け等請求事件

原 告 [REDACTED] 外9名

参加原告 [REDACTED]

被 告 千代田区長 外1名

準備書面（7）

令和6年5月13日

東京地方裁判所民事第2部B d係 御中

原告ら及び参加原告訴訟代理人弁護士 大城聰



同 福田隆行



同 熊澤美帆



同 久道瑛未



原告は、令和6年4月26日付け被告準備書面（5）における求釈明①の回答を受けて、次のとおり、従前の主張を補充する。

被告は、求釈明①に関して「被告準備書面（1）を作成したのは令和4年12月23日であり、また、本件仮処分命令申立てをしたのは令和

5年11月15日であるから、上記各主張は、それらが行われた時点を異にしている」（被告準備書面（5）2頁）として、「被告準備書面（1）を作成した時点では、確かに、住民らの妨害行為により、本件街路樹の伐採をすることが困難な状況にあったものの、当該妨害行為については、警備体制を強化したり、法的な解決を図ることが可能だと考えられたこともあり、本件工事を一時中止する必要性は認められなかつたものである」とする。その後、令和5年4月11日に本件街路樹の伐採に着手したが本件工事が実施できなかつたことを受けて、「本件街路樹の伐採、さらには本件工事の施工を安全かつ円滑に実施する上で法的な解決を図る必要性を認め、同年11月15日に本件仮処分申立てを行つた」（被告準備書面（5）3頁）とする。被告は、令和5年11月15日時点について、「逆に言えば、法的な解決を図ることで工事の継続は可能と考えられたため、本件工事を一時中止する必要性は認められなかつた」（同頁）と主張する。

これらの被告の主張は、本件工事を一時中止する必要性に関する被告の認識、判断が客観的なものではなく独善的で誤っていたと自ら認めたものである。

すなわち、被告は令和4年12月23日時点では警備体制を強化すれば本件工事の実施が可能であると認識、判断しており、その誤った認識、判断に基づき、被告は警備体制を強化して令和5年4月11日に本件街路樹の伐採に着手した。しかし、住民らの反対、抗議のため、本件工事の継続することができなかつた。なお、被告準備書面（5）では意図的に記載がないが、同日、被告の委託する警備会社の警備員一名が刑事事件の被疑者として検察官送致されている。このようなトラブルになった原因は、被告が令和4年12月23日時点で警備体制を強化すれば本件工事の実施が可能だと誤った判断をしたからである。

次に、被告は、令和5年11月15日時点で「法的な解決を図ることで工事の継続は可能と考えられた」とする。被告が「法的な解決」として位置付けた本件仮処分決定の後、被告は令和5年11月15日時点の認識、判断に基づき、令和6年4月9日から12日までの間、本件工事を実施しようとした。しかし、被告は本件街路樹のうち9本を伐採したものの住民らの強い反対、抗議のため本件工事を実施、継続することができなかった。したがって、「法的な解決を図ることで工事の継続は可能」とする令和5年11月15日時点の被告の認識、判断も誤りであった。このように被告の主張する各時点における「本件工事の一時中止の必要性は認められない」との認識、判断は、被告の独善的な認識、判断に過ぎず、客観的な「本件工事の一時中止の必要性」とは全く異なるものである。

区が本件工事の実施に関して独善的な誤った認識、判断を繰り返し、本件街路樹の伐採に反対、抗議する住民らとの対話を頑なに拒んでいるため、本件工事が実施できないのである。住民らは本件道路の道路整備自体には反対しておらず、被告に対して一貫して対話するように求めている。

下記のとおり、本件街路樹伐採に対する反対、抗議は強まり、本件工事は実施、継続できないのであるから、被告は、自ら区議会で約束したように住民と対話をを行い、本件道路の道路整備が円滑に行われるようすべきである。被告は、住民に丁寧に応対する必要があるとして一度は本件工事の一時中止を通知した（乙47）。住民に丁寧に応対する必要は全く変わらないのであるから、被告は直ちに本件工事を一時中止すべきである。

なお、原告は、被告に対して、本書における補充の主張に関連して、次の点を強く求める。

- ① 被告は、「住民らの妨害行為」との表現を繰り返すが、「妨害行為」との表現は、本件街路樹の伐採に反対、抗議している原告を含む住民らの名誉を毀損するものであるから、撤回するように求める。
- ② 被告は意図的に被告の委託した警備会社の警備員が刑事事件の被疑者として検察官送致されたことを記載しなかったが、警備員が被疑者として検察官送致された事実があるか否か、もし事実があった場合には被告の職員の監督責任が問われたか否かを回答いただきたい。
- ③ 本件工事に関する施工計画を明らかにされたい。
- ④ 本件工事が実施できるとの認識、判断であれば、具体的な実施スケジュールを含めた工程表を示していただきたい。

1 反対、抗議が強まっていること

(1) 国會議員や近隣の地方議員からも反対、抗議の声が高まっていること

被告の本件工事における伐採強行が住民自治、民主主義に反することであるとして、国會議員では石垣のりこ参議院議員、初鹿明博元衆議院議員、阿部知子衆議院議員が本件工事区間に来て、反対、抗議し、さらに被告による伐採強行が問題であることをＳＮＳ等で不特定多数に向けて発信している。

石垣のりこ参議院議員は、4月12日、被告による伐採強行が行われている中、本件工事区間を訪れた（甲C59）。石垣のりこ参議院議員は、東京新聞の記事「反対住民に作業場所「立入禁止」の仮処分 神田警察通りのイチョウ並木 異議申し立て中も千代田区は伐採進める」

（2024年4月15日付、甲C85）をリンクし、自分のX（旧ツイッター）に「>地裁は双方の意見を聞く審尋を5月13日に行うと決めたが、区は4月9日から4日連続でイチョウを伐採し残り12本になっ

た「千代田区は何故の強行姿勢か。」と投稿した（甲C60）。

初鹿明博元衆議院議員は、4月12日に伐採強行が行われている本件工事区間を訪れ、自分のX（旧ツイッター）に、本件街路樹の横に座る住民とそれを取り囲むように設置された作業帯の様子を映した写真とともに「神田警察署前、イチョウの木一本一本に住民の皆さんのが抱きついてる。イチョウの木を切るのをやめれば済む話なのに、どうしてここまでして強行しようとするのだろうか？#神田警察署 #イチョウの木を切るな #千代田区長は住民の声を聞け」と投稿し、同投稿は約2万1千回表示された（甲C61の1）。

また、初鹿明博元衆議院議員は、同日午後11時44分に撮影した動画とともに「住民が直ぐそばにいるのに伐採が始まった。危険極まりない。これが行政のやることか… #千代田区は横暴 #神田警察署前 #イチョウの木を切るな」と投稿した（甲C61の2）。同投稿は約5万6千回表示されている。初鹿明博元衆議院議員は、翌日午前1時22分には本件街路樹を多数の被告の職員、警備員、作業員が取り囲む異常な様子を撮影した動画とともに「住民は道路整備には反対していない。樹齢70年以上のイチョウを切って桜に植え直す計画に反対しているだけ。イチョウを切る事をやめれば丸く収まる。なぜ区長は強引に木を切るのか？区議会議員は区の暴挙を見に来た方が良い。区議は行政の代弁者ではなく、住民の代表のはず。#千代田区長 #神田警察署」と投稿し、同投稿は約3万回表示されている（甲C61の3）。

阿部知子衆議院議員は、4月23日に本件工事区間を訪れた。そして、阿部知子衆議院議員は、自分のX（旧ツイッター）に「千代田区の警察通り前で民意無視の強引な銀杏の伐採が進んでいます。知人から話を聞いて現地に行ったのは昨日の夕方八時近く、既に九本？の銀杏は無残に伐採されて、切り株状態、切られたばかりの表面にはまだ湿り気が

あり、木が生きていることを実感します。思い出のある銀杏と言い、近隣住民が反対」と書き込み、伐採され切り株となった2枚の写真を添えて投稿した（甲C62の1）。さらに、阿部知子衆議院議員は、朝日新聞の記事「2晩でイチョウ9本伐採 整備進める区に住民ら反発「切らないで」（2024年4月12日付、甲C63）をリンクし、「本当に異様な光景です。街中に、それも夜遅くにチェーンソーで木を切り倒す。警備員を動員して、木にしがみつく住民を排除して、伐採に及ぶ。道路幅の拡充の為といわれますが、都市計画に住民不在で良い訳がありません。銀杏を切って、桜を植える、その間木陰は無くなります。」と投稿している（甲C62の2）。

千代田区民、千代田区議会議員だけではなく、近隣自治体、東京都でも本件に対して関心が高まっており、原田あきら東京都議会議員（甲C64）、豊島区の塚田ひさこ区議会議員、新宿区のさわいめぐみ区議会議員らが本件工事区間を訪れて（甲C65）、被告による本件街路樹の伐採に反対、抗議の意思を示している。

さわいめぐみ新宿区議会議員は、本件工事区間を訪れ、4月15日に東京新聞の記事「反対住民に作業場所「立入禁止」の仮処分 神田警察通りのイチョウ並木 異議申し立て中も千代田区は伐採進める」（2024年4月15日付、甲C85）をリンクし、「神田へ『大空襲を乗り越えた歴史ある銀杏並木 子どもの頃からあったんですよ 陳情裁判様々働きかけてもう残るは座り込みしかなくなった』 豊な水を蓄える防火機能、二酸化炭素を吸収し猛暑の日は街を冷やす 伐採して何億ものお金を投入して道路整備 審議会は区側の男性のみ 本当に必要かと問う市民」と投稿し、同投稿は約6万5千回表示されている（甲C66）。

川畠よしとも中央区議会議員は、4月23日に自分のX（旧ツイッタ

一) に毎日新聞の記事「神田・イチョウ伐採に抗議／東京」(2024年4月22日付 甲C67) をリンクし、「銀杏ではなく桜にしたいのは行政のエゴか? 銀杏を守りたいのは住民のエゴなのか? そうじやないだろう。途中のプロセスが抜けている。「形ばかりの説明会」→ 住民に説明しました。ではなく、住民と向き合う姿勢が問われている #千代田区 #川畠よしとも」と投稿し、同投稿は約1万6千回表示されている(甲C68)。

(2) メディアでの報道

被告が本件工事を強行することに対して、原告らを含む住民が反対、抗議していることはこれまでも新聞、テレビを含むメディアで報じられてきたが、本年4月9日から12日までの間に行われた被告による伐採強行に関しても、次のように報じられている。

- ・朝日新聞「2晩でイチョウ9本伐採 整備進める区に住民ら反発「切らないで」(2024年4月12日付、甲C63)
- ・東京新聞「反対住民に作業場所「立入禁止」の仮処分 神田警察通りのイチョウ並木 異議申し立て中も千代田区は伐採進める」(2024年4月15日付、甲C85)
- ・毎日新聞「神田・イチョウ伐採に抗議／東京」(2024年4月22日付 甲C67)
- ・週刊金曜日「千代田区が抜き打ちでイチョウ並木を大量伐採 深夜の神田警察通り騒然」(2024年4月30日付 甲C69)

(3) インターネットによって広がる反対、抗議の声

被告による伐採工事の強行は、インターネット上でも拡散され、被告

の本件街路樹の伐採強行に対する反対、抗議の声は高まり、広がりをみせている。

2024年4月12日には被告の伐採工事の状況を報じるために菅野完氏が本件工事区間を訪れ、2時間32分にわたり動画撮影し、それをインターネット上で公開している（甲C70）。その動画は1万1千回以上再生されており、「菅野さん、いつも大切なことを報せ、気付かさせていただいてありがとうございます。予算削減の名目で樹木（いのち宿るもの）を切るなら、それはいずれ人に向かうと思います。」「切られた枝さきに、春の新しい若葉が芽吹いている。なんと酷いことか、こういうのが平気になると、動物に対しても、人間に対しても、ジェノサイドであっても、見て見ぬふりをしたり、自らの行為を可能にしてゆくのだろうな。」「気をつけて、頑張って下さい。どうもありがとうございます。」「先ず規制線の内側に居る背広組はシンティ警備の方で、随意契約で日給5万～8万円、黄色のヘルメットが区の道路公園課の職員で、この工事のトップは部下の無い「担当課長」、6年も担当課長。今千代田区は官製談合で逮捕・起訴された区議（元）と区の幹部部長と職員が3名が書類送検中、永年連綿と継続されていたと報道されています、官製談合解明よりも、街路樹伐採が優先されます。」「皆さん御苦労様です。税金の無駄使いですね。」など27件のコメントが寄せられている（甲C70）。

戦史・紛争史研究家で、主な著書『詭弁社会』『第二次世界大戦の発火点』『アイヒマンと日本人』『この国の同調圧力』などがある山崎雅弘氏は、本件工事区間で被告職員が「記録班撮影中」と書いたゼッケンを付けて、本件街路樹の伐採に反対、抗議する住民に対して撮影するためにカメラを向けている様子を撮った写真を掲載し、「これ、公安のやり方を真似ている。ビデオに撮られて身元確認されたら、後で不利益があ

るかもしれない、と勝手に頭の中で不安を膨らませさせ、抵抗を萎縮させる魂胆。もう公安も自民党も癒着土建会社もそちら側に立つ大手メディアも、総体として「市民を敵視する支配層」です。」と投稿し、同投稿は約38万7千回表示されている（甲C71）。

上記（2）記載のメディアでの報道やインターネットによって被告の伐採強行の様子がより広く知られるようになり、「神田っ子の誇り・神田警察通りの32本のイチョウを伐採せずに工事してください！」と被告の樋口高顕千代田区長に求めるオンライン署名は1万6700筆に達している（2024年5月10日時点 甲C72）。このオンライン署名はインターネット上でさまざまな人によって呼びかけられている（甲C73）。

公共訴訟を支援するプラットフォーム「CALL4」の「イチョウと住民自治を守ろう」訴訟では支援目標額100万円に対して80万5000円の支援が寄せられている（甲C74の1）。

同ページには「支援者の声」として、「連帯します！」「イチョウ並木を守ろう」「TTBジャーナル岩渕です。些少ですが支援させていただきます。がんばってください！」「少額で申し訳ないです。宇都宮からですが、経緯を知ったので応援をします。」「反対運動に勇気づけられています。説明無し、反対を押し切る夜中の伐採、強行突破に、区長は逃げてばかりで区民と向き合わない。行政の好き勝手にはもうさせない！」

「区民ではありませんが馴染みのある場所です。最近通りかかったら、切られたばかりの銀杏の無惨な切り株が、健康で美しい断面を見せていました。なぜこの木を切らねばならないのでしょうか。納得できる理由がありません。スタンディングして勇気ある方たちをどうすれば支援できるんだろうと胸が重かったので、こうした形で支援ができて良かったです。」などの支援した人々のコメントが掲載されている（甲C74）

の 2)。

(4) 本件工事の是非が千代田区政における大きな争点となっていること

東京新聞の記事「『イチョウの切り株が問い合わせている』 神田の並木伐採を巡る対立を映像に収めた専修大生 4 人の思い」(2 0 2 4 年 4 月 7 日付、甲 C 7 5) では、被告が「千代田学」と銘打ち助成を行い、専修大学の学生が昨年 9 月から 4 カ月間にわたって現場に通い、スマートフォンで動画を記録し、約 1 5 分のドキュメンタリー作品に仕上げたと紹介されている。同記事では「昨年 11 月末には工事業者が夜間に突如工事を始め、一部を伐採しようとし、反対する住民がイチョウに抱きつき話し合いを求めたが、業者は譲らず膠着（こうちやく）状態に。作品では神田に暮らす人たちのインタビューに加え、工事が一時中断した際の映像も記録した。学生らは現場に何度も出向いた。残念だったのは区側の思いを盛り込めなかつたこと。学生が区の担当者と意見交換する場面も、区の撮影承諾を得てカメラを回したが、後に承諾は撤回された。作品には意見交換の冒頭しか描けず、その後は真っ黒な背景画面に切り替え、区のコメントを掲載するだけの形になった。作品作りに技術面で協力した映画監督の船橋淳さん（ 4 9 ）は『区が区民に対してどれだけ説明会を開いたと主張しても、納得していない区民はいる。そんな中で、撮影承諾さえ撤回するのはさらに不信を招くのではないか』と話す。」として、区が撮影の承諾を撤回したことも記載されている。同記事では「作品は、こんなナレーションで締めくくっている。『まちづくりとは一体なんだろう。意見の相違も生まれるが、乗り越えるには、話し合いしかないはずだ。そのプロセスを考えることもまちづくりなのでないだろうか。イチョウの切り株が私たちに問い合わせているような気

がする』、「映像は伐採問題の是非だけに主眼を置かず、『まちづくり』の視点から捉えたのが特徴だ。横山友亮さん（22）は『区か住民かではなく、肩書なしで考えてみた時に、もっと対話が必要だと感じた。この作品が対話のきっかけにならいい』と話した。」と記載され、被告による伐採強行がまちづくりの問題であるということを浮き彫りにしている。

千代田区議会では、自由民主党は「千代田区議会　自由民主党」（6名）と「千代田区議会自由民主党議員団」（3名）の2つの会派に分かれている（甲C76の1～2）。「千代田区議会自由民主党議員団」は発足時4名であったが嶋崎秀彦元区議會議員が逮捕され、区議會議員を辞職したことでの3名となっている。嶋崎元区議會議員の逮捕前に、同会派の4名と樋口高顕千代田区長、副区長2名が並んで写真を撮っている写真が「議会報告　令和5年度第2回定例会号」に掲載されている（甲C77）。この写真が示しているように「千代田区議会自由民主党議員団」と被告の樋口高顕千代田区長は協力関係ある。

その「千代田区議会自由民主党議員団」の「議会報告　令和6年新年号」では、千代田区政のまちづくりに関する記事が一面全てを占めている（甲C78）。同紙面には「行政と協力して我々が推進する」事業の中に本件工事が「神田警察通り（歩道整備）」として位置付けられている。その下部には、「再開発全般に反対する革新系と一部の自民党・無所属会派が同調して議会、区政を混乱させる象徴した事例となりました」として、再開発に関する条例の付帯決議について言及されている。この「一部の自民党」は「千代田区議会　自由民主党」（6名）であり、自由民主党に所属する区議會議員の間でも千代田区政のまちづくり、再開発について争点となっていることがわかる。なお、「※議場採決スクリーン参照」として掲載されているものをみると、賛成10人に

対して反対 13人と区議会の採決では意見が分かれていたこともわかる。

このように被告と協力して本件工事を推進する立場の会派からみても、本件工事を含むまちづくりの問題が千代田区政の大きな争点となっていることは明らかである。

(5) 都政の争点でもあり、全国的な連携が進んでいること

本件工事における伐採強行は、千代田区政のみならず都政の争点にもなっている。2024年5月10日に千代田区日比谷図書館日比谷コンベンションホールで開催される「都知事選2024の課題 緑・公園・環境」の企画では、神宮外苑前再開発などとともに本件工事における伐採強行が「神田並木伐採」として取り上げられている（甲C79）。

さらに神宮外苑再開発見直しの運動がきっかけになり、「樹木を守ろう」という全国の連携が進み、昨年12月に「コモンズの緑を守る全国ネット」が発足し、本件工事における強行伐採などに反対、抗議する動きが広がっている（東京新聞「『樹木守ろう』全国で連携」2024年3月21日付、甲C80）。

2 反対、抗議が強まり、被告が本件工事を続行できないこと

(1) 国土交通省の指針に反する危険な伐採作業が行われたこと

被告は、伐採強行する中で、反対、抗議の住民が木の下にいるにもかかわらず、移動式クレーンを用いて伐採作業を行った（甲C81）。

被告が証拠として提出した「土木工事安全施工技術指針（令和4年2月 国土交通省大臣官房技術調査課）」（以下、「技術指針」という。甲97）の第13章第1節5が準用する第1章第3節1（1）では施工計画について「工事の安全施工が確保されるように総合的な視点で作成す

ること」とされているが、被告は地域住民等の当該工事に対する理解あるいは反対、抗議の状況については全く考慮していない。工事の安全施工の確保のために必要な視点が欠如している。

技術指針第13章第1節5が準用する第1章第3節1（2）では、「関係機関等との協議・調整が必要となるような工事」について記載されているところ、地域住民との間では協議・調整がなされていない。また、「特に都市内工事にあっては、第三者災害防止上の安全確保に十分留意すること」とあるが、この「第三者」として反対、抗議する住民が含まれていない。「安全確保に十分留意する」のであれば、木の下に住民がいる状況で伐採作業を行うことはできないはずである。

技術指針第2章第2節5は「地域住民との融和」について規定しているところ、本件工事の発注者である被告、請負者である大林道路のいずれも地域住民との融和を図っていない。

技術指針第2章第2節5（4）は「工事中に周辺住民等から苦情又は意見等があったときは、丁寧に応対し、必要な措置を講じること」としているが、被告は「丁寧に応対」することもなく、「必要な措置を講じること」もせずに、伐採作業を行った。

このように被告は、本件工事による伐採強行に反対、抗議する住民に対して、技術指針に従った対応をすることなく、危険な伐採作業を行った。

(2) 被告が本件工事を安全に実施するスケジュールを立てられないこと

2024年4月26日の千代田区議会環境まちづくり委員会（甲C82）では、本件工事に関する今後の実施時期について言及があつたが、被告の担当職員は本件工事の今後の実施スケジュールを具体的に示すこ

とはなかった。上記 1 のように、被告の本件工事における伐採強行に対して反対、抗議の声が高まり、広がる状況では、被告は技術指針を遵守して安全に工事実施するスケジュールを立てることができない。そのため、区議会においても具体的な実施スケジュールを説明することができないのである。

本件工事では、本件街路樹のうち合計 18 本が伐採され、伐採されずに残っているのは 12 本である。しかし、伐採された 18 本は切り株の状況であり、新芽が芽吹いている（甲 C 8 3）。切り株になってしまっているのである。本件工事を行うためには、既に伐採された 18 本についても切り株を抜根する作業が必要である。被告の伐採強行に対して、千代田区内外から多くの人が本件工事区間に訪れて反対、抗議が強まる中で、被告が本件工事を安全に実施する見通しは立っていない。通常の工事であれば実施スケジュールの入った工程表が作成されるが、本件工事では被告は具体的な実施スケジュールの入った工程表を作成できていない。これは強まる反対、抗議の中で被告が安全に本件工事を実施する見通しが立たなくなつたことに他ならない。

（3）抗議、反対が強まり、本件工事の実施が困難であること

本件工事に関しては、本件街路樹の伐採を見直す陳情書が提出され、2022年7月25日時点で署名が 604 名に上っている（甲 C 30）。そして、原告らを含む住民は、一貫して被告に対して話し合いを求めている（甲 C 58 の 1～2）。住民は、本件道路の道路整備工事自体に反対しているわけではない。

被告が安全に本件工事を実施できないのは、住民との話し合いを行わずに本件街路樹の伐採を強行するからである。

問題の解決は極めて簡単であり、被告が住民と話し合うことである。

被告が頑なに話し合いを拒むため、本件工事が実施できていないのである。

上記 1 のように、千代田区内外で被告の本件工事による伐採強行に反対、抗議が強まっており、仮処分決定で対象となった一部の住民の立入り等禁止をすることで本件工事が実施できる状況ではないことは明らかである。現に、被告は仮処分決定を得た後、保全異議に工事実施を止める権限はないとして 2024 年 4 月 9 日から同月 12 日にかけて本件工事による伐採強行したが、反対、抗議の声が強くなり、安全に工事を実施することができなくなっている。この期間、仮処分決定の対象となった住民は本件仮処分決定に従っており、立入りは行っていない。

さらに、被告が本件仮処分の申立てに際して、誰を対象するか基準を持たずには債務者を選定していたことが判明した。2024 年 2 月 6 日の環境まちづくり委員会（甲 C 84）において、岩田委員が「仮処分の対象になった人の基準があれば教えていただきたい。それも資料で出していただきたい。」と質問したところ、須貝基盤整備計画担当課長は「対象になった方は、工事をしている際に作業帯の中に入つて、そうすると工事ができませんので、安全な工事を行うために、そういう仮処分の手続をしたということでございます。」と答弁した。岩田委員が「じゃあ、その仮処分の対象になった方が、何だ、工事をするところに入った人は全員仮処分の対象になっているんですか。」と質問したところ、須貝基盤整備計画担当課長は「対象者の、分かっている方にしかお出しできないので、そういう全員ということではない。」と答弁した。

さらに、はやお委員が「いろいろ様々に、議員の中でも、そういう同じ行動を同一にしながら、その対象者になったりなっていないということがありますから、意思形成過程の中に当然そういうことも、この人を対象にしようとか、対象にしないとか——基準だよ、基準だよ。こいつ

が憎たらしくからこいつを入れようとかさ、そんなことはないだらうと思う。それは、ある程度の基準、何メートル以内に入ってきて、こういうような妨害をされて、だから仮処分の中で、また、次、入ってこられると困るから、こういう基準からしたらこの方とこの方と、というふうに決まりましたと。それがなかつたら、550万もかけるということはできないでしょということなんだよ。あと、550万はいいわけ。だからそこを、ちゃんと経緯経過の意思形成過程の中にきちっとその基準を入れてくださいということは、僕は普通の話だと思います。もしそれをやるんだったら。口頭で話すということよりも、これは、重要な区の動きについて、そしてまた今後のいろいろな予算を決めていく上で大きなことだと思いますから、その辺はちゃんときちっと明確に、分かりやすく、そしてきちんと基準を、エビデンスを持ったものを出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。」と質問したところ、須貝基盤整備計画担当課長は「それにつきましても府内で確認をして、出させていただきます。」と答弁した。しかし、その後、被告は当該委員会に対して基準に関する資料は出していない。

被告が明確な基準を持たずに、氏名住所を被告が「分かっている方」だけを対象にしているのだから、本件仮処分決定の対象になった一部の住民の立入り等禁止することで、本件工事が実施できることにはならない。被告が本件仮処分の申立てに際して誰を対象にするかについて基準がなく恣意的であったことは、申立て後に何の理由も示さずに2名に対する申立てを取り下げたことからも明らかである。

被告は、一部の反対、抗議する住民に対して、仮処分決定を得れば反対、抗議する人たちが萎縮して、その結果本件工事が実施できるようになると考えたのかもしれないが、もし本当にそのように考えたのであれば、申立て自体が権利濫用であり、公正中立な立場で区政を執行する行

政機関として到底許されないことである。

被告はガイドラインに従って約款第19条に基づき本件工事を一時中止しなければならない。被告は自ら定めたガイドラインに反し、そして技術指針に反して、本件工事による伐採強行を進めようとしているが、その被告の姿勢こそが本件工事の実施を困難にしているのである。本件道路の道路整備の円滑な実施ではなく、本件街路樹の伐採を目的とする被告の姿勢は本末転倒であり、本件道路の整備を遅らせている原因として厳しく批判されるべきものである。

本件工事を実施する最も確実な方法は、本件道路の道路整備には反対していない住民と被告が真摯に話し合うことである。

以上